

台風19号の被害にあわれた補助事業者の皆様へ

このたびの台風で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

以下の補助金(以下「グループ補助金等」)で修繕、購入されました施設・設備につきまして、台風19号に伴う被害にあわれた場合には、県に対する手続きが必要です。

該当する補助金名

- ・福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金
- ・福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金
- ・福島県創業促進、企業誘致に向けた設備投資等支援補助金

1. 財産処分の制度について

グループ補助金等で修繕、購入等された施設・設備には、売買や廃棄等の処分を制限する期間が設けられており、この期間内に施設・設備の処分を行った場合、補助金の返還を求められることがあります。

ただし、災害により施設・設備が被災し、使用不能になったこれらを取壊し又は廃棄する場合につきましては、特例により補助金の返還を求めません。

(売却処分する場合などは、原則として返還不要の取り扱いが適用されませんので留意願います。)

2. 提出期限について

- ① 本手続きについては、随時受け付けます。

当面は、災害復旧を最優先していただき、準備でき次第提出していただきますようお願いいたします。

- ② おおむね令和2年3月末を目途に提出願います。

これによることができない場合は、下記連絡先へ相談願います。

3. 手続き方法・必要書類について

◎ まずは、『被害にあった施設・設備の写真』が必要です。

※取壊し、廃棄を行う前に必ず被害がわかる写真を撮影しておいてください。

※処分済みの場合は処分経過のわかる写真も撮影しておいてください。

◎ その他の必要書類も必要となりますが状況により異なりますので、詳細は福島県ホームページをご覧くださいか、下記連絡先までお電話ください。

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/>

連絡先: 福島県商工労働部経営金融課 電話024-573-6802(グループ)

024-521-7291(事業再開等)